

加盟団体分担金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会定款第8条及び公益財団法人鳥取県スポーツ協会加盟団体規程第8条分担金に関する事項について定めるものとする。

(分担金)

第2条 前項の分担金は、次の額を納めるものとする。

(1) 競技団体 (イ+ロの合計額)

イ 平等割 1団体 30,000円

ロ 等級割

A級 (競技団体登録人数 700人以上)	70,000円
B級 (競技団体登録人数 300人以上 700人未満)	50,000円
C級 (競技団体登録人数 300人未満)	30,000円

(2) 学校体育団体

鳥取県高等学校体育連盟	(定額) 100,000円
鳥取県中学校体育連盟	(定額) 80,000円
鳥取大学体育連合会	(定額) 80,000円
米子工業高等専門学校体育連合会	(定額) 60,000円
鳥取短期大学体育連合会	(定額) 60,000円
鳥取県高等学校野球連盟	(定額) 30,000円
鳥取県小学校体育連盟	(定額) 30,000円

(3) 郡市体育協会等

各構成市町村の人口1人当たり 0.5円 (千円未満切り捨て)

(4) スポーツに関する事業を行う団体

(定額) 30,000円

附 則

この規程は、公益財団法人鳥取県体育協会の登記日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。